

高鍋町告示第55号

令和5年第5回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年11月21日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和5年11月28日（火）

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

日高 正則君

森崎 英明君

橋 重文君

春成 勇君

兒玉 秀人君

中村 末子君

田中 義基君

森 弘道君

加藤 秀文君

檜原 富子君

松岡 信博君

緒方 直樹君

古川 誠君

永友 良和君

○応招しなかった議員

令和5年 第5回(臨時)高鍋町議会会議録(第1日)

令和5年11月28日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和5年11月28日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第59号 財産の取得について
日程第4 議案第60号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第61号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第6 発議第4号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第62号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)
日程第8 議案第63号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第9 議案第64号 令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第10 議案第65号 令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算(第3号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第59号 財産の取得について
日程第4 議案第60号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第61号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第6 発議第4号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第62号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)
日程第8 議案第63号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第9 議案第64号 令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第10 議案第65号 令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算(第3号)
-

出席議員(13名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 日高 正則君 | 2番 森崎 英明君 |
| 3番 橋 重文君 | 5番 春成 勇君 |

6番	兒玉 秀人君	8番	田中 義基君
10番	森 弘道君	11番	加藤 秀文君
12番	樫原 富子君	13番	松岡 信博君
14番	緒方 直樹君	15番	古川 誠君
16番	永友 良和君		

欠席議員（1名）

7番 中村 末子君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	徳永 恵子君	事務局長補佐	井戸川 隆君
議事調査係長	宮本 敦子君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	小山 圭一君
教育長	島埜内 遵君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		野中 康弘君	
財政経営課長	飯干 雄司君	建設管理課長	吉田 聖彦君
農業政策課長	濱本 明俊君	農業委員会事務局長	杉 英樹君
地域政策課長	山下 美穂君		
会計管理者兼会計課長		鳥取 和弘君	
町民生活課長	日高 茂利君	健康保険課長	濱本 生代君
福祉課長	杉田 将也君	税務課長	宮越 信義君
上下水道課長	渡部 忠士君	教育総務課長	横山 英二君
社会教育課長	岩佐 康司君		

午前10時00分開会

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から令和5年第5回高鍋町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、日高正則議員。

○議会運営委員会委員長（日高 正則君） おはようございます。令和5年第5回高鍋町議会臨時会の招集に伴いまして、去る11月22日午前10時より第3会議室におきまして、議会運営委員1名欠席の5名、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町

長、総務課長、財政経営課長の3名、議会事務局より日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

今回の臨時会に提案されます案件は、議案第59号財産の取得について、議案第60号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について外条例の一部改正が1件、議案第62号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）、議案第63号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）外特別会計補正予算が1件、議案第65号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第3号）の7件であります。

執行部から説明を受け、質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。その後、発議第4号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について審議し、本臨時会において提出することと決定いたしました。その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、会期については、本日11月28日の1日間とすることで委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（永友 良和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、橋重文議員、5番、春成勇議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（永友 良和） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、別記のとおり、本日11月28日の1日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、会期は、11月28日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第59号

○議長（永友 良和） 日程第3、議案第59号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 皆さん、おはようございます。

議案第59号財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、小中学校4校の体育館のLED照明機器について、所有権移転付賃貸借契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 議案第59号財産の取得について、詳細説明を申し上げます。

本案につきましては、町内の小中学校4校の体育館の水銀灯をLED照明機器に取替え、7年間の賃貸借契約を行い、契約期間満了後無償譲渡により照明機器を取得するものでございます。

契約金額は月額20万7,900円、契約の相手方は、東京都台東区北上野2丁目18番4号MIテラス北上野3階、株式会社インディペンデントインキュベータ代表取締役山野敏宜でございます。

この契約につきましては、契約の相手方より工事費用等を自社負担するモデル事業として実施したい旨の提案がございましたので、事業費等を精査したところ、時価に対して有利な金額で契約することが可能であると判断できたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の規定に基づき随意契約を締結しようとするものでございます。

詳細説明は、以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第59号財産の取得につきましては、原案のとおり決定されました。

日程第4. 議案第60号

日程第5. 議案第61号

○議長（永友 良和） 日程第4、議案第60号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について及び日程第5、議案第61号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第60号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第61号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第60号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、国の人事院勧告に準じて本町一般職の職員の給与を改定するために条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、民間給与との格差を踏まえ、初任給の引上げ、給料表の増額改定並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、議案第61号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、国の特別職の職員の特別給の改定に準じて、本町の常勤特別職の職員の期末手当の支給月数を引き上げるために条例の一部を改正するものでございます。

以上、2件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） それでは、詳細説明を申し上げます。

議案第60号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、人事委員会の置かれていない市町村においては国の給与改定等を受けて具体的な給与改定方針を決定することとされております。このため、人事院勧告に準じて職員給与の月例給、特別給を改定するため条例において所要の改正を行うものでございます。

月例給につきましては、民間給与との格差0.96%、3,869円を解消するため、初任給を高卒約8%1万2,000円、大卒約6%1万1,000円引き上げる等、給料表の引上げ改定を行うものでございます。

特別給、いわゆるボーナスにつきましては、民間の支給状況等を踏まえまして、0.1月分引き上げて、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分し、改定後は期末手当が年間2.45月、勤勉手当が2.05月の計4.5月となります。

次に、議案第61号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、特別職の国家公務員給与も改定されたことから、町もそれに準じて、常勤特別職である町長、副町長及び教育長の特別給の改定を行うものでございます。

内容につきましては、特別給を0.1月引き上げ、期末手当の月数を年間3.4月とするものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第60号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論を

行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第60号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第60号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第61号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第61号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり可決されました。

日程第6. 発議第4号

○議長（永友 良和） 日程第6、発議第4号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長、日高正則議員。

○議会運営委員会委員長（日高 正則君） 発議第4号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出者、高鍋町議会運営委員会委員長日高正則。

提出理由を申し上げます。

本案は、国の特別職及び本町常勤特別職の特別給の改定に準じて、また、本町常勤特別職及び県内町村議会議員との支給月数の差を解消するため、本町議会議員の期末手当の支

給月数を0.25月分引き上げるものでございます。

これにより、本年度12月期の期末手当が1.825月分に、次年度以降の6月期及び12月期がそれぞれ1.70月となるものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

地方議員の期末手当については、1956年、昭和31年5月22日の衆議院の委員会において、地方議員の期末手当の支給に関する質問がありました。その中で、町村の議員においても期末手当を出すことができるという答弁がなされています。

本町でも期末手当については、昭和31年の条例第9号として制定され、その後改定が行われました。期末手当の引上げ、引下げについては、議員の発議で行われています。

現在、高鍋町議会の期末手当は3.15月で、宮崎県内の町村議会の中で下位のほうに位置しています。このことは、今までの議員の皆様が期末手当について、議員発議で引上げ幅を積極的に上げてこなかった結果だと思えます。期末手当を、引上げが低いということは、今までの高鍋町議会議員の皆様への誇りといいますか、気概というものを私は感じています。これらのことを含めて、今回、職員や国、町の特別職の0.1月分引き上げに対して、議員発議で0.25月の引上げです。物価高やエネルギー高騰の中、そして、小中企業の皆さんの賃金も十分引上げられていない中で、議員が0.25月引き上げることについては、上げ幅が大き過ぎるのではないかと考え、反対します。

以上です。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、田中義基議員。

○8番（田中 義基君） 反対討論があるということを伺いましたので、賛成討論もしなくちゃなと思ひまして、この場で賛成の立場で討論をさせていただきます。

この案件につきましては、先日の議会議員協議会の場で、過去の、なぜこういう差ができたかという経緯も含めまして、審議を行っております。それを踏まえて、今回は、議会議員全体の総意をもって提案する形を取るべきという思いから、議員発議ではなくて、あえて議会運営委員会委員長発議となったものと私は認識をしております。その意味でも、ここは、議員全員での思いを一致させて賛成としていただきたかったなというふうにご考慮しておりますね。

と言いましても、もちろん、おっしゃる、反対議員の、討論議員のおっしゃる御意見も

もっともございまして、ただ、議員は支給率が高い、上げる必要ないと言われるわけではなくて、議員と特別職との今回の支給率の上げ幅に相違があることが、これから先、議会を通して広く町民に理解いただけないのではないかということでの、論調での、反対討論されたんじゃないかというふうに思っております。

上げ幅の点だけを見れば確かにそうですけれども、そうかもしれませんが、ただ、議会運営委員長からの提案理由にもあったかどうかでしたが、これまで、長年、特別職との支給率に差がついていたこと、そこを、この機会に一致させようとするものでございまして、議員の支給率のほうが高かったり低かったりするようなことがないようにするものだという説明をしっかりと加えていけば、町民の方の理解も、これは十分に得られるんじゃないかというふうな考えを持ちます。

新議員体制となって初めての期末手当に関する条例の改正発議ですけれども、これに関する前日の議員協議会の検討で、議員各位、このままでは今後も支給率に差異のある状態で、その都度幾ら上げる、幾ら下げるという対応に十分な審議が必要となってまいります。そういうことになってしまうことを理解されたというふうに思っておりますが、よい機会だと思います、今回が。

今後は、議会議員の期末手当支給率増減の提案について、まずは、特別職等々のそれと基準を一致させて、そういう煩わしさをなくしてスムーズな改正提案ができるような、が可能になるような方向にすべきだというふうに思っております。

今後の思いですけれども、議会として過去のように議員の手当率の改定を執行部が提案するのは、もってのほか、などという、やぼなことは考えずに、執行部のほうも、議員のことは議会で決めるべきという、かたくなさを持たずに、昔のように、昔ですよ、当然、統一して改正案提案をするものとの思いと一緒に、提案するものという思いを共有していくことができればなど、そんな期待を持ちながら、この発議に対しての賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（永友 良和） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終結いたします。

これから発議第4号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、発議第4号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第62号

日程第8. 議案第63号

日程第9. 議案第64号

日程第10. 議案第65号

○議長（永友 良和） 日程第7、議案第62号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）から日程第10、議案第65号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第3号）まで、以上4件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第62号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）についてから議案第65号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第3号）についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第62号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,741万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ116億7,217万5,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は本臨時会に提出させていただいております高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正及び高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費及び特別会計繰出金の増額、公用車の修繕料の増額、わかば保育園空調機器分解清掃手数料及び高鍋高校ラグビー部全国大会出場補助金の計上、歳入は財政調整基金繰入金の増額でございます。

次に、議案第63号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ108万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億135万6,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、一般会計と同様の理由による人件費の増額で、財源といたしましては、一般会計からの繰入金でございます。

次に、議案第64号令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ85万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億6,577万円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、前議案と同じく人件費の増額で、財源といたしましては、一般会計からの繰入金でございます。

次に、議案第65号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ50万3,000円を追加し、収益的収入総額を3億4,939万9,000円、収益的支出総額を3億4,722万5,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、前議案と同じく人件費の増額で、財源といたしましては、一般会計からの繰入金でございます。

以上、4件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 議案第62号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）から議案第65号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第3号）までについて一括して詳細説明を申し上げます。

今回提案しております4件の補正予算につきましては、高鍋町常勤特別職及び一般職の職員の給与の人事院勧告に準じた人件費の調整が主な内容となるものでございます。

初めに、議案第62号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

まず、歳入について御説明申し上げます。予算書は、8、9ページとなります。

歳入につきましては、全額、財政調整基金繰入金でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。予算書10、11ページから34、35ページまで歳出について記載しておりますが、主なものは、高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等による給与、共済費などの人件費の調整及び各会計の人件費の調整のための繰出金を計上するものでございます。

次に、人件費以外の補正について御説明を申し上げます。予算書は、10、11ページ一番下の行から次の12、13ページにかけてでございます。

総務費、総務管理費、財産管理費の公用車管理費に需用費を計上しております。これは、公用車の空調機器が故障したことによる修繕料でございます。

次に、そのすぐ下の諸費についてでございますが、負担金補助及び交付金を計上しております。これは、高鍋高校ラグビー部が東大阪市花園ラグビー場で開催される全国高等学校ラグビーフットボール大会に、13年連続31回目の出場が決定したため、計上するものでございます。

次に、予算書は18、19ページ、民生費、児童福祉費、児童福祉施設費の施設管理費に役務費を計上しております。これは、わかば保育園の空調機器を分解清掃するための手数料でございます。

議案第62号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第63号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第64号令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第65号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、いずれの議案も歳入につきましては、主に一般会計からの繰入金を増額し、歳出につきましては、先ほど御説明申し上げました高鍋町一般会計補正予算（第7号）と同様に職員の給与、共済費などの人件費を調整するものでございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 議案第62号のほうで、1点だけお伺いいたします。

先ほど言われた児童福祉費、わかば保育園の空調機器分解清掃手数料についてなんですけれども、これは、不具合が起きてのことだと思いますが、これは、この清掃というのは、これからもまた何年かに1回行うのか、また使用可能はどれぐらいすることによって、分解清掃することによって、使用可能は何年と見込んでいるのか、それと、分解清掃時期と、そのわかば保育園を利用されている園児たちだと思いますけど、不便を来さないかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） わかば保育園の空調機器の分解清掃手数料を今回増額させていただいておりますが、わかば保育園を大規模改修しまして、それ以降、本年度から保守点検のほうを開始したところでございますけれども、その点検においてですね、パッケージエアコン、従前からつけてありますパッケージエアコン8台分が、熱交換器のほうがひどく汚れているのが分かりまして、やはり保育園ですので、こういう、エアコンの内部が汚れていますと衛生上にもよろしくないということで、今回速やかに清掃を行いたいということで補正予算を計上させていただきました。それで、1回の清掃を行いまして、大体5年に一遍ぐらいこういう清掃を行う必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

今のところ、今回補正予算が通りまして、清掃を速やかに行って稼働ということで、保育園の運営上には特に支障は来さないものと考えております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第62号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、議案第62号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第63号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第64号令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第65号令和5年度高鍋町
下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。
これで、令和5年第5回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時37分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員